1 地区計画の方針

	名 称	札内文京町西地区地区計画
	位置	中川郡幕別町札内文京町の一部
	区 域	計画図表示のとおり
	面積	約4.8ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、幕別町札内地区の中心部から概ね1.0キロメートル圏内に位置し、地区周辺に札内神社、小学校、中学校、コミュニティセンターなどが立地する良好な環境の文教住宅地として市街地が形成されている。 本地区は、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化等による住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用に関す る方針	良好な住環境を形成するため、地区に応じた合理的な土地利用を図る。 1 低層一般住宅地区 関静で落ち着きのある住宅市街地が形成されるよう、戸建ての専用住宅 を主とし、低層の共同住宅等が立地できる地区とする。
	地区施設の整備 の方針	地区内の区画道路や公園が、当該開発行為により整備されるため、その施 設の機能の維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 3 うるおいとゆとりのあるまちなみが形成されるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 4 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」として、広告物、看板類の制限を定める。 5 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」として、塀を禁止する。

2 地区整備計画

地区計画の名称				札内文京町西地区地区計画
地区整備計画	 築物等に関する事項 	地区の	地区の名称	低層一般住宅地区
		マハ	地区の面積	約4.8ヘクタール
		建築物	の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3に規定する「住宅」をいう。)のうち、次の各号に掲げる用途を兼ねるものア 理髪店、美容院、クリーニング取次店、その他これらに類するサービス業を営む店舗イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設ウ 出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房 3 共同住宅 4 前各号の建築物に附属するもの
		建築物 最低限	の敷地面積の	200平方メートル
		建築物	の壁面の位置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線(隅切部分
		の制限		は除く)までの距離の最低限度は1.0メートルとする。 ただし、附属建築物で車庫、物置その他これらに類する用途に供し、 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積が5平方メートル以内 である場合はこの限りでない。
		建築物 高限度	等の高さの最	
		建築物意匠の	等の形態又は 制限	自己の用に供する広告物、看板類で次の各号の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 1 一辺(脚長を除く)の辺の長さが1.2メートル以内 2 表示面積(表示面が2面以上の時はその合計)が1平方メートル以内 以内 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることにより、美観風致を損なわないもの
		垣又は 制限	さくの構造の	門の高さは1.5メートル以下とする。 塀は禁止とする。 ただし、柵及び生垣はこの限りでない。なお、柵の材質は、金属製又は木製とし、開口面積は50パーセント以上とする。
備考			考	用語の定義及び面積、高さの算定方法については、建築基準法及び同 法施行令の例による。



